

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2341号から第2346号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の6件の答申を行い、横浜市教育委員会が行った一部開示決定及び非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「(1) 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、又は受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の）のすべて (2) (1)の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で、高校の直近2件分 (1)については非開示決定通知書、(2)については開示決定通知書および一部開示決定通知書のみを対象とします。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2341号】

- (2) 「①報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、及び受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で、小学校、中学校、高校別の、東西南北教育事務所毎の、直近2件分（特別支援教育課を含む。）」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2342号】

- (3) 「(1)① 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書毎の）のすべて(2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分、中学校直近1件分）・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分、中学校直近2件分）」の非開示決定ほか2件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2343号】

- (4) 「(1)① 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故・体罰・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに、条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書）のすべて、(2)②①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分、中学校直近2件分）・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分）・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分、中学校直近2件分）」の非開示決定ほか4件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2344号】

(5) 「(1)①報告書(事故・体罰・いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の)のすべて、並びに答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書毎の)のすべて (2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち、・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分)、・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分、中学校直近2件分)、・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分、中学校直近2件分)」の非開示決定ほか1件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2345号】

(6) 「(1)① 報告書(事故・体罰・いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の)のすべて、並びに答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書毎の)のすべて (2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近1件、中学校直近2件)・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件、中学校直近2件)・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件、中学校直近2件)」の非開示決定ほか2件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2346号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2341	平成29年8月10日	平成29年8月24日	平成29年9月5日	平成29年12月4日	個人	教育委員会
2342	平成29年8月10日	平成29年8月30日	平成29年9月5日	平成29年12月4日	個人	教育委員会
2343 ～ 2346	平成29年8月10日	平成29年9月13日	平成29年9月15日	平成30年1月11日	個人	教育委員会

3 対象行政文書、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2341	「(1) 報告書(事故・体罰・いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、又は受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の)のすべて (2) (1)の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で、高校の直近2件分(1)については非開示決定通知書、(2)については開示決定通知書および一部開示決定通知書のみを対象とします。」(以	非開示 不存在 (作成しておらず、保有していないため)	原処分 妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2341	下「本件審査請求文書」という。)		
2342	<p>「① 報告書(事故・体罰・いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、及び受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の)のすべて ② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で、小学校、中学校、高校別の、東西南北教育事務所毎の、直近2件分(特別支援教育課を含む。)」(以下「本件審査請求文書」という。)</p>	<p>非開示</p> <p>不存在 (作成しておらず、保有していないため)</p>	原処分 妥当
2343	<p>「(1)① 報告書(事故・体罰・いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の)のすべて、並びに答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書毎の)のすべて (2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分、中学校直近1件分)・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分、中学校直近2件分)」(以下「文書1」という。)及び「非開示決定通知書(平成29年度 教東指第228号) (① 報告書(いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(いじめ報告書)のすべて)」(以下「文書2」という。)並びに「1 一部開示決定通知書(平成27年度 教東指第182号)(1件) (② ①の報告書(体罰)の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で中学校の直近1件分)」(以下「文書3(1)」という。)、 「2 一部開示決定通知書(平成27年度 教東指第631号)(2件) (② ①の報告書(事故)の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校の直近2件分)」(以下「文書3(2)」という。)及び「3 一部開示決定通知書(平成28年度 教東指第76号)(2件) (② ①の報告書(事故)の開示請求に対し、条</p>	<p>非開示・一部開示</p> <p>(文書1) 不存在 (作成しておらず、保有していないため。また、仮に作成していたとしても保存年限(1年)経過により廃棄済みで保有していないため)</p> <p>(文書2) 横浜市の有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当 ・個人の氏名 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p> <p>(文書3) 条例第7条第2項第2号に該当 ・個人の氏名及び肩書き (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p>	原処分 妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
2343	例10条1項を適用した決定で中学校の直近2件分)」（以下「文書3」(3)という。) (以下文書3(1)から文書3(3)までを「文書3」という。) (以下文書1から文書3までを「本件審査請求文書」という。)		
2344	<p>「(1)① 報告書(事故・体罰・いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎)のすべて、並びに答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書)のすべて</p> <p>(2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分、中学校直近2件分)・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分)・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分、中学校直近2件分)」（以下「文書1」という。）、</p> <p>「非開示決定通知書(平成25年度教西指第156号) (① 報告書(体罰)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(体罰報告書)のすべて)」（以下「文書2」という。）及び「非開示決定通知書(平成25年度教西指第348号) (① 報告書(体罰)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(体罰報告書)のすべて)」（以下「文書3」という。）並びに「(1) 非開示決定通知書(平成29年度教西指第177号) (① 報告書(いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(いじめ報告書)のすべて)」（以下「文書4」(1)という。）及び「(2) 一部開示決定通知書(平成25年度教西指第248号) (② ①の報告書(体罰)の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で中学校の直近1件分)」（以下「文書4(2)」という。)(以下文書4(1)及び文書4(2)を「文書4」という。）並びに「一</p>	<p>非開示・一部開示</p> <p>(文書1) 不存在 (作成しておらず、保有していないため。また、仮に作成していたとしても保存年限(1年)経過により廃棄済みで保有していないため)</p> <p>(文書2) 条例第7条第2項第2号に該当 ・個人の氏名、請求内容(開示請求に係る行政文書の欄)に記載している氏名、日付、学校名及び部活動名 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>条例第7条第2項第2号及び第6号に該当 ・請求内容(開示請求に係る行政文書の欄)に記載している教諭氏名 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>(文書3) 条例第7条第2項第2号に該当 ・個人の氏名、請求内容(開示請求に係る行政文書の欄)に記載している日付、学校名、学年・組、クラスの数、校長氏名及び警察署名 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>条例第7条第2項第2号及び第6号に該当 ・請求内容(開示請求に係る行政文書の欄)に記載している教科名及び教諭氏名</p>	<p>原処分 妥当</p>

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
2344	部開示決定通知書（平成27年度教西指第133号）（② ①の報告書（体罰）の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で中学校の直近1件分）」（以下「文書5」という。）（以下文書1から文書5までを「本件審査請求文書」という。）	<p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため）</p> <p>（文書4） 条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p> <p>（文書5） 条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の所属、役職及び氏名 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p>	
2345	<p>「(1)① 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書毎の）のすべて（2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分）・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分、中学校直近2件分）・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分、中学校直近2件分）」（以下「文書1」という。）並びに「(1) 非開示決定通知書（平成29年度教南指第151号）（① 報告書（いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（いじめ報告書）のすべて）」（以下「文書2(1)」という。）、「(2) 一部開示決定通知書（平成27年度教南指第</p>	<p>非開示・一部開示</p> <p>（文書1） 不存在</p> <p>（作成しておらず、保有していないため。また、仮に作成していたとしても保存年限（1年）経過により廃棄済みで保有していないため）</p> <p>（文書2） 条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p>	原処分 妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2345	34号)」(以下「文書2」(2)という。)及び「(3) 一部開示決定通知書(平成28年度教南指第13号)(② ①の報告書(事故)の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で中学校の直近2件分)」(以下「文書2(3)」という。)(以下文書2(1)から文書2(3)までを「文書2」という。)(以下文書1及び文書2を「本件審査請求文書」という。)		
2346	「(1)① 報告書(事故・体罰・いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の)のすべて、並びに答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書毎の)のすべて (2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近1件、中学校直近2件)・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件、中学校直近2件)・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件、中学校直近2件)」(以下「文書1」という。)--及び「非開示決定通知書(平成28年度 教北指第456号)(① 報告書(いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(いじめ報告書)のすべて)」(以下「文書2」という。)--並びに「(1)非開示決定通知書(平成29年度 教北指第145号)(① 報告書(いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(いじめ報告書)のすべて)」(以下「文書3(1)」という。)--及び「(2)一部開示決定通知書(平成27年度 教北指第290号)(② ①の報告書(事故)の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校の直近1	<p style="text-align: center;">非開示・一部開示</p> <p>(文書1) 不存在 (作成しておらず、保有していないため。また、仮に作成していたとしても保存年限(1年)経過により廃棄済みで保有していないため)</p> <p>(文書2) 条例第7条第2項第2号に該当 ・個人の氏名、勤務先及び所属 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p> <p>・学校名 (開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>(文書3) 条例第7条第2項第2号に該当 ・個人の氏名 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p>	原処分 妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2346	件分)」（以下「文書3(2)」という。) (以下文書3(1)及び文書3(2)を「文書3」という。) (以下「文書1」から「文書3」までを「本件審査請求文書」という。)		

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2341	<p>《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》</p> <p>ア 条例に基づく開示請求を受けると、実施機関は、原則として、開示請求日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行い、その結果を開示決定通知書等により遅滞なく請求者に通知しなければならない。この開示決定等に係る起案文書は、横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表(共通)において「開示決定等関係書類」として1年保存と定められている。</p> <p>また、この開示決定等に対して不服申立てがなされた場合、当該不服申立てに係る文書については「不服申立て等争訟関係書類」として30年保存と定められている。</p> <p>イ 条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これを存否応答拒否という。この規定は、行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定を行うという原則の例外措置として定められたものであり、存否応答拒否を行う場合には、条例第10条第2項の非開示決定を行う。</p> <p>ウ 条例第10条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。」と規定している。実施機関は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を開示請求者に送付する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立高等学校に係る事故報告書、体罰に関する報告書及びいじめ認知報告書(これらの報告書を総称して、以下「体罰報告書等」という。)の開示請求に対して条例第9条を適用した非開示決定通知書のすべて及び条例第10条第1項を適用した開示決定通知書又は一部開示決定通知書のうち直近2件分である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、体罰報告書等に係る開示請求が存在するか、又は不服申立てに係る保存文書に本件審査請求文書が存在するかを探索したが、体罰報告書等の開示請求も体罰報告書等の開示請求に係る不服申立ても確認することはできなかったと説明している。</p> <p>イ 実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関がどのような決定を行ったかについては、毎月、情報公開制度運用状況の報告として当審査会に一覧表の形式で報告が行われている。また、条例第9条を適用して非開示とする存否応答拒否処分については、特に慎重を期す必要があることから、存否応答拒否処分を行ったときは、実施機関はその詳細を当審査会に報告しなければならないこととされており、やはり当審査会に報告されている。</p> <p>そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、条例第9条を適用して非開示とした決定については存否応答拒否処分の報告を、条例第10条第1項を適用して開示及び一部開示とした決定については情報公開制度運用状況の報告を確認することとした。</p>

答申 番号	判断の要旨
2341	<p>(ア) まず、本件開示請求が平成29年8月10日に行われ、上記《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》のとおり本件審査請求文書の保存期間が1年であることから、平成27年4月以降の存否応答拒否処分の報告を見分したところ、教育委員会事務局指導部高校教育課（平成27年度当時。以下「高校教育課」という。）による体罰報告書等に係る存否応答拒否処分は確認することはできなかった。また、不服申立てが行われた場合など、上記保存期間を超えて写しが保存されていることも考えられるので、念のため平成26年度以前の存否応答拒否処分の報告についても見分したが、確認することはできなかった。</p> <p>(イ) 次に、(ア)と同様に情報公開制度運用状況の報告を見分したところ、高校教育課に対する体罰報告書等の開示を求める請求は確認することはできなかった。</p> <p>ウ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。</p>
2342	<p>《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》</p> <p>ア 条例に基づく開示請求を受けると、実施機関は、原則として、開示請求日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行い、その結果を開示決定通知書等により遅滞なく請求者に通知しなければならない。この開示決定等に係る起案文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（共通）において「開示決定等関係書類」として1年保存と定められている。</p> <p>また、この開示決定等に対して不服申立てがなされた場合、当該不服申立てに係る文書については「不服申立て等争訟関係書類」として30年保存と定められている。</p> <p>イ 条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これを存否応答拒否という。この規定は、行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定を行うという原則の例外措置として定められたものであり、存否応答拒否を行う場合には、条例第10条第2項の非開示決定を行う。</p> <p>ウ 条例第10条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。」と規定している。実施機関は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を開示請求者に送付する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立特別支援学校に係る事故報告書、体罰に関する報告書及びいじめ認知報告書（これらの報告書を総称して、以下「体罰報告書等」という。）の開示請求に対して条例第9条を適用した非開示決定通知書のすべて及び条例第10条第1項を適用した開示決定通知書又は一部開示決定通知書のうち直近2件分である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、体罰報告書等に係る開示請求が存在するか、又は不服申立てに係る保存文書に本件審査請求文書が存在するかを探索したが、体罰報告書等の開示請求も体罰報告書等の開示請求に係る不服申立ても確認することはできなかったと説明している。</p> <p>イ 実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関がどのような決定を行ったかについては、毎月、情報公開制度運用状況の報告として当審査会に一覧表の形式で報告が行われている。また、条例第9条を適用して非開示とする存否応答拒否処分については、特に慎重を期す必要があることから、存否応答拒否処分を行ったときは、実施機関はその詳細を当審査会に報告しなければならないこととされており、やはり当審査会に報告されている。</p> <p>そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、条例第9条を適用して非開示とした決定については存否応答拒否処分の報告を、条例第10条第1項を適用して開示及び一部開示とした決定については情報公開制度運用状況の報告を確認することとした。</p>

答申番号	判断の要旨
2342	<p>(ア) まず、本件開示請求が平成29年8月10日に行われ、上記《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》アのとおり本件審査請求文書の保存期間が1年であることから、平成27年4月以降の存否応答拒否処分の報告を見分したところ、教育委員会事務局指導部特別支援教育課（平成27年度当時。以下「特別支援教育課」という。）による体罰報告書等に係る存否応答拒否処分は確認することはできなかった。また、不服申立てが行われた場合など、上記保存期間を超えて写しが保存されることも考えられるので、念のため平成26年度以前の存否応答拒否処分の報告についても見分したが、確認することはできなかった。</p> <p>(イ) 次に、(ア)と同様に情報公開制度運用状況の報告を見分したところ、特別支援教育課に対する体罰報告書等の開示を求める請求は確認することはできなかった。</p> <p>ウ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。</p>
2343	<p>《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》</p> <p>ア 条例に基づく開示請求を受けると、実施機関は、原則として、開示請求日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行い、その結果を開示決定通知書等により遅滞なく請求者に通知しなければならない。この開示決定等に係る起案文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（共通）において「開示決定等関係書類」として1年保存と定められている。また、この開示決定等に対して不服申立てがなされた場合、当該不服申立てに係る文書については「不服申立て等争訟関係書類」として30年保存と定められている。</p> <p>イ 条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これを存否応答拒否という。この規定は、行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定を行うという原則の例外措置として定められたものであり、存否応答拒否を行う場合には、条例第10条第2項の非開示決定を行う。</p> <p>ウ 条例第10条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。」と規定している。実施機関は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を開示請求者に送付する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、教育委員会事務局東部学校教育事務所（以下「東部学校教育事務所」という。）が所管する小学校及び中学校に係る事故報告書、体罰に関する報告書及びいじめ認知報告書（これらの報告書を総称して、以下「体罰報告書等」という。）のそれぞれの開示請求に対して、条例第9条を適用した非開示決定通知書のすべて並びに条例第10条第1項を適用した開示決定通知書又は一部開示決定通知書のうち直近2件分である。</p> <p>このうち文書1は、①条例第9条を適用した、答申前の体罰報告書等（いじめ認知報告書を除く。）及び答申後の体罰報告書等の非開示決定通知書、②条例第10条第1項を適用した小学校の体罰報告書等（事故報告書を除く。）及び中学校のいじめ認知報告書の各直近2件分の開示決定通知書及び一部開示決定通知書である。</p> <p>文書2は、条例第9条を適用した、答申前のいじめ認知報告書の非開示決定通知書である。</p> <p>文書3(1)は、条例第10条第1項を適用した中学校の体罰に関する報告書の一部開示決定通知書である。</p> <p>文書3(2)は、条例第10条第1項を適用した小学校の事故報告書の2件の一部開示決定通知書である。</p> <p>文書3(3)は、条例第10条第1項を適用した中学校の事故報告書の2件の一部開示決定通知書である。</p>

答申 番号	判断の要旨				
2343	<p>本件審査請求文書について、審査請求人は、審査請求人の本件処分に対する意見のとおり非開示部分に対する開示を求める主張をしておらず、ほかにあるはずである行政文書の開示を求めていると解されることから、条例第7条第2項第2号の該当性については、判断しないこととする。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在及び特定について》</p> <p>実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関がどのような決定を行ったかについては、毎月、情報公開制度運用状況の報告として当審査会に一覧表の形式で報告が行われている。また、条例第9条を適用して非開示とする存否応答拒否処分については、特に慎重を期す必要があることから、存否応答拒否処分を行ったときは、実施機関はその詳細を当審査会に報告しなければならないこととされており、やはり当審査会に報告されている。</p> <p>そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、条例第9条を適用して非開示とした決定については存否応答拒否処分の報告を、条例第10条第1項を適用して開示及び一部開示とした決定については情報公開制度運用状況の報告を確認することとした。</p> <p>ア まず、本件開示請求が平成29年8月10日に行われ、上記《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》アのとおり本件審査請求文書の保存期間が1年であることから、平成27年4月以降の存否応答拒否処分の報告を見分したところ、東部学校教育事務所指導主事室（以下「東部指導主事室」という。）による非開示決定が1件あることを確認した。</p> <p>当審査会が文書2を見分したところ、平成29年6月21日の開示請求に対する平成29年7月7日教東指第228号の非開示決定処分は、存否応答拒否処分の報告に記載のあった存否応答拒否処分と一致することが確認できた。</p> <p>また、不服申立てが行われた場合など、上記保存期間を超えて写しが保存されることも考えられるので、念のため平成26年度以前の存否応答拒否処分の報告についても見分したが、確認することはできなかった。</p> <p>イ 次に、平成27年4月以降の情報公開制度運用状況の報告を見分したところ、東部指導主事室による決定が5件あることを確認した。</p> <p>当審査会が文書3を見分したところ、平成27年5月22日の開示請求に対する平成27年7月14日教東指第182号の一部開示決定、平成27年10月22日の開示請求に対する平成28年1月4日教東指第631号の2件の一部開示決定及び平成28年3月15日の開示請求に対する平成28年5月20日教東指第76号の2件の一部開示決定は、情報公開制度運用状況の報告に記載のあった開示請求と一致することが確認できた。</p> <p>また、念のため平成26年度以前の情報公開制度運用状況の報告についても見分したが、確認することはできなかった。</p> <p>ウ 以上のことから、文書2及び文書3以外には本件開示請求に係る対象行政文書を保有していないため、文書1を非開示としたとする実施機関の説明は是認できる。</p>				
	<p>別表 本件審査請求文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="225 1688 1461 1749">平成29年9月13日教東指第359号による非開示決定に係る対象行政文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1749 528 2107">文書1</td> <td data-bbox="528 1749 1461 2107"> <p>(1)① 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰に関する報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書毎の）のすべて</p> <p>(2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち</p> </td> </tr> </tbody> </table>	平成29年9月13日教東指第359号による非開示決定に係る対象行政文書		文書1	<p>(1)① 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰に関する報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書毎の）のすべて</p> <p>(2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち</p>
平成29年9月13日教東指第359号による非開示決定に係る対象行政文書					
文書1	<p>(1)① 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰に関する報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書毎の）のすべて</p> <p>(2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち</p>				

答申番号	判断の要旨	
2343		<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書 (小学校直近2件分、中学校直近1件分) ・ いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書 (小学校直近2件分、中学校直近2件分)
	平成29年9月13日教東指第359号による一部開示決定に係る対象行政文書	
	文書2	非開示決定通知書(平成29年度 教東指第228号) (①報告書(いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに条例第9条を適用して決定した非開示決定書(いじめ報告書)のすべて)
	文書3(1) 文書3(2) 文書3(3)	1 一部開示決定通知書(平成27年度 教東指第182号)(1件) (② ①の報告書(体罰)の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で中学校の直近1件分) 2 一部開示決定通知書(平成27年度 教東指第631号)(2件) 3 一部開示決定通知書(平成28年度 教東指第76号)(2件) (②①の報告書(事故)の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校及び中学校の直近4件分)
2344	<p>《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》</p> <p>ア 条例に基づく開示請求を受けると、実施機関は、原則として、開示請求日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行い、その結果を開示決定通知書等により遅滞なく請求者に通知しなければならない。この開示決定等に係る起案文書は、横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表(共通)において「開示決定等関係書類」として1年保存と定められている。また、この開示決定等に対して不服申立てがなされた場合、当該不服申立てに係る文書については「不服申立て等争訟関係書類」として30年保存と定められている。</p> <p>イ 条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これは、行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定を行うという原則の例外措置(存否応答拒否)として定められたものであり、存否応答拒否を行う場合には、条例第10条第2項の非開示決定を行う。</p> <p>ウ 条例第10条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。」と規定している。実施機関は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を開示請求者に送付する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、教育委員会事務局西部学校教育事務所(以下「西部学校教育事務所」という。)が所管する小学校及び中学校に係る事故報告書、体罰に関する報告書及びいじめ認知報告書(これらの報告書を総称して、以下「体罰報告書等」という。)のそれぞれの開示請求に対して、条例第9条を適用した非開示決定通知書のすべて並びに条例第10条第1項を適用した開示決定通知書又は一部開示決定通知書のうち直近2件分である。</p> <p>このうち文書1は、①条例第9条を適用した、答申前の事故報告書及び答申後の体罰報告書等の非開示決定通知書、②条例第10条第1項を適用した小学校の体罰報告書等及び中学校の体罰報告書等(体罰に関する報告書を除く。)の各直近2件分の開示決定通知書及び一部開示決定通知書である。</p>	

答申 番号	判断の要旨
2344	<p>文書2及び文書3は、条例第9条を適用した、答申前の体罰に関する報告書の非開示決定通知書である。</p> <p>文書4(1)は、条例第9条を適用した、答申前のいじめ認知報告書の非開示決定通知書である。</p> <p>文書4(2)は、条例第10条第1項を適用した中学校の体罰に関する報告書の一部開示決定通知書である。</p> <p>文書5は、条例第10条第1項を適用した中学校の体罰に関する報告書の一部開示決定通知書である。</p> <p>本件審査請求文書について、審査請求人は、審査請求人の本件処分に対する意見のとおり非開示部分の開示を求める主張をしておらず、ほかにあるはずである行政文書の開示を求めていると解されることから、条例第7条第2項第2号及び第6号の該当性については、判断しないこととする。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在及び特定について》</p> <p>実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関がどのような決定を行ったかについては、毎月、情報公開制度運用状況の報告として当審査会に一覧表の形式で報告が行われている。また、条例第9条を適用して非開示とする存否応答拒否処分については、特に慎重を期す必要があることから、存否応答拒否処分を行ったときは、実施機関はその詳細を当審査会に報告しなければならないこととされており、やはり当審査会に報告されている。</p> <p>そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、条例第9条を適用して非開示とした決定については存否応答拒否処分の報告を、条例第10条第1項を適用して開示及び一部開示とした決定については情報公開制度運用状況の報告を確認することとした。</p> <p>ア まず、本件開示請求が平成29年8月10日に行われ、上記《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》アのとおり本件審査請求文書の保存期間が1年であることから、平成27年4月以降の存否応答拒否処分の報告を見分したところ、西部学校教育事務所指導主事室（以下「西部指導主事室」という。）による非開示決定が1件あることを確認した。</p> <p>当審査会が文書4(1)を見分したところ、平成29年6月21日の開示請求に対する平成29年7月7日教西指第177号の非開示決定処分は、存否応答拒否処分の報告に記載のあった存否応答拒否処分と一致することが確認できた。</p> <p>また、存否応答拒否処分の報告に記載のなかった文書2及び文書3が開示されていることから、文書2及び文書3を見分したところ、平成25年度に行われた開示請求であった。このため、更に遡って存否応答拒否処分の報告を見分したところ、文書2の平成25年6月6日の開示請求に対する平成25年6月20日教西指第156号の非開示決定処分、文書3の平成25年10月11日の開示請求に対する平成25年10月25日教西指第348号の非開示決定処分が存在することが確認できた。また、それ以外には西部学校教育事務所による体罰報告書等に係る存否応答拒否処分は確認できなかった。なお、文書2及び文書3は、通常、保存期間を経過しており廃棄されている文書であるが、不服申立ての対象となった処分であることから、保存されていたものと考えられる。</p> <p>イ 次に、平成27年4月以降の情報公開制度運用状況の報告を見分したところ、西部指導主事室による決定が1件あることを確認した。</p> <p>当審査会が文書5を見分したところ、平成27年5月22日の開示請求に対する平成27年7月14日教西指第133号の一部開示決定は、情報公開制度運用状況の報告に記載のあった開示請求と一致することが確認できた。</p> <p>また、情報公開制度運用状況の報告に記載のなかった文書4(2)が開示されていることから、文書4(2)を見分したところ、平成25年度に行われた開示請求であった。このため、更に遡って情報公開制度運用状況の報告を見分したところ、文書4(2)の平成25年6月11日の開示請求に対する平成25年8月12日教西指第248号の一部開示決定処分が存在することが確認できた。それ以外には西部学校教育事務所による体罰報告書等に係る条例第10条第1項による決定は確認できなかった。</p>

答申 番号	判断の要旨	
2344	ウ 以上のことから、文書2から文書5まで以外には本件開示請求に係る対象行政文書を保有していないため、文書1を非開示としたとする実施機関の説明は是認できる。	
	別表 本件審査請求文書	
	平成29年9月13日教西指第294号による非開示決定に係る対象行政文書	
	文書1	<p>(1)① 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書）のすべて</p> <p>(2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書 （小学校直近2件分、中学校直近2件分） ・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書 （小学校直近2件分） ・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書 （小学校直近2件分、中学校直近2件分）
	平成29年9月13日教西指第294号による一部開示決定4件に係る対象行政文書	
	文書2	<p>非開示決定通知書（平成25年度教西指第156号）</p> <p>(① 報告書（体罰）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例第9条を適用して決定した非開示決定書（体罰報告書）のすべて）</p>
	文書3	<p>非開示決定通知書（平成25年度教西指第348号）</p> <p>(① 報告書（体罰）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例第9条を適用して決定した非開示決定書（体罰報告書）のすべて）</p>
文書4(1) 文書4(2)	<p>(1)非開示決定通知書（平成29年度教西指第177号）</p> <p>(① 報告書（いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例第9条を適用して決定した非開示決定書（いじめ報告書）のすべて）</p> <p>(2) 一部開示決定通知書（平成25年度教西指第248号）</p> <p>(② ①の報告書（体罰）の開示請求に対し、条例10条1項を適用して決定した決定で中学校の直近1件分）</p>	
文書5	<p>一部開示決定通知書（平成27年度教西指第133号）</p> <p>(② ①の報告書（体罰）の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で中学校の直近1件分）</p>	
2345	<p>《横浜市の有する情報の開示請求に係る事務について》</p> <p>ア 条例に基づく開示請求を受けると、実施機関は、原則として、開示請求日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行い、その結果を開示決定通知書等により遅滞なく請求者</p>	

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2345</p>	<p>に通知しなければならない。この開示決定等に係る起案文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（共通）において「開示決定等関係書類」として1年保存と定められている。また、この開示決定等に対して不服申立てがなされた場合、当該不服申立てに係る文書については「不服申立て等争訟関係書類」として30年保存と定められている。</p> <p>イ 条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これを存否応答拒否という。この規定は、行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定を行うという原則の例外措置として定められたものであり、存否応答拒否を行う場合には、条例第10条第2項の非開示決定を行う。</p> <p>ウ 条例第10条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。」と規定している。実施機関は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を開示請求者に送付する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、教育委員会事務局南部学校教育事務所（以下「南部学校教育事務所」という。）が所管する小学校及び中学校に係る事故報告書、体罰に関する報告書及びいじめ認知報告書（これらの報告書を総称して、以下「体罰報告書等」という。）のそれぞれの開示請求に対して、条例第9条を適用した非開示決定通知書のすべて並びに条例第10条第1項を適用した開示決定通知書又は一部開示決定通知書のうち直近2件分である。</p> <p>このうち文書1は、①条例第9条を適用した、答申前の体罰報告書等（いじめ認知報告書を除く。）及び答申後の体罰報告書等の非開示決定通知書、②条例第10条第1項を適用した小学校の体罰報告書等及び中学校の体罰報告書等（事故報告書を除く。）の各直近2件分の開示決定通知書及び一部開示決定通知書である。</p> <p>文書2(1)は、条例第9条を適用した、答申前のいじめ認知報告書の非開示決定通知書である。</p> <p>文書2(2)及び文書2(3)は、条例第10条第1項を適用した中学校の事故報告書の一部開示決定通知書である。</p> <p>本件審査請求文書について、審査請求人は、審査請求人の本件処分に対する意見のとおり非開示部分に対する開示を求める主張をしておらず、ほかにあるはずである行政文書の開示を求めていると解されることから、条例第7条第2項第2号の該当性については、判断しないこととする。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在及び特定について》</p> <p>実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関がどのような決定を行ったかについては、毎月、情報公開制度運用状況の報告として当審査会に一覧表の形式で報告が行われている。また、条例第9条を適用して非開示とする存否応答拒否処分については、特に慎重を期す必要があることから、存否応答拒否処分を行ったときは、実施機関はその詳細を当審査会に報告しなければならないこととされており、やはり当審査会に報告されている。</p> <p>そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、条例第9条を適用して非開示とした決定については存否応答拒否処分の報告を、条例第10条第1項を適用して開示及び一部開示とした決定については情報公開制度運用状況の報告を確認することとした。</p> <p>ア まず、本件開示請求が平成29年8月10日に行われ、上記《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》アのとおり本件審査請求文書の保存期間が1年であることから、平成27年4月以降の存否応答拒否処分の報告を見分したところ、南部学校教育事務所指導主事室（以下「南部指導主事室」という。）による非開示決定が1件あることを確認した。</p>

答申 番号	判断の要旨
2345	<p>当審査会が文書2(1)を見分したところ、平成29年6月21日の開示請求に対する平成29年7月7日教南指第151号の非開示決定処分は、存否応答拒否処分の報告に記載のあった存否応答拒否処分と一致することが確認できた。</p> <p>また、不服申立てが行われた場合など、上記保存期間を超えて写しが保存されることも考えられるので、念のため平成26年度以前の存否応答拒否処分の報告についても見分したが、確認することはできなかった。</p> <p>イ 次に、平成27年4月以降の情報公開制度運用状況の報告を見分したところ、南部指導主事室による決定が2件あることを確認した。</p> <p>当審査会が文書2(2)及び文書2(3)を見分したところ、平成27年4月16日の開示請求に対する平成27年5月7日教南指第34号の一部開示決定及び平成28年3月31日の開示請求に対する平成28年4月18日教南指第13号の一部開示決定は、情報公開制度運用状況の報告に記載のあった開示請求と一致することが確認できた。</p> <p>また、念のため平成26年度以前の情報公開制度運用状況の報告についても見分したが、確認することはできなかった。</p> <p>ウ 以上のことから、文書2以外には本件開示請求に係る対象行政文書を保有していないため、文書1を非開示としたとする実施機関の説明は是認できる。</p> <p>別表 本件審査請求文書</p>
平成29年9月13日教南指第223号による非開示決定に係る対象行政文書	
文書1	<p>(1)① 報告書(事故・体罰・いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰に関する報告書・いじめ報告書毎の)のすべて、並びに答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書毎の)のすべて</p> <p>(2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分) ・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分、中学校直近2件分) ・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書(小学校直近2件分、中学校直近2件分)
平成29年9月13日教南指第223号による一部開示決定に係る対象行政文書	
<p>文書2(1)</p> <p>文書2(2)</p> <p>文書2(3)</p>	<p>(1) 非開示決定通知書(平成29年度教南指第151号)</p> <p>(①報告書(いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例第9条を適用して決定した非開示決定書(いじめ報告書)のすべて)</p> <p>(2) 一部開示決定通知書(平成27年度教南指第34号)</p> <p>(3) 一部開示決定通知書(平成28年度教南指第13号)</p> <p>(② ①の報告書(事故)の開示請求に対し、条例10条1項</p>

答申 番号	判断の要旨
2345	を適用した決定で中学校の直近2件分)
2346	<p>《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》</p> <p>ア 条例に基づく開示請求を受けると、実施機関は、原則として、開示請求日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行い、その結果を開示決定通知書等により遅滞なく請求者に通知しなければならない。この開示決定等に係る起案文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（共通）において「開示決定等関係書類」として1年保存と定められている。また、この開示決定等に対して不服申立てがなされた場合、当該不服申立てに係る文書については「不服申立て等争訟関係書類」として30年保存と定められている。</p> <p>イ 条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これを存否応答拒否という。この規定は、行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定を行うという原則の例外措置として定められたものであり、存否応答拒否を行う場合には、条例第10条第2項の非開示決定を行う。</p> <p>ウ 条例第10条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。」と規定している。実施機関は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を開示請求者に送付する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、教育委員会事務局北部学校教育事務所（以下「北部学校教育事務所」という。）が所管する小学校及び中学校に係る事故報告書、体罰に関する報告書及びいじめ認知報告書（これらの報告書を総称して、以下「体罰報告書等」という。）のそれぞれの開示請求に対して、条例第9条を適用した非開示決定通知書のすべて並びに条例第10条第1項を適用した開示決定通知書又は一部開示決定通知書のうち直近2件分である。</p> <p>このうち文書1は、①条例第9条を適用した、答申前の体罰報告書等（いじめ認知報告書を除く。）及び答申後の体罰報告書等の非開示決定通知書、②条例第10条第1項を適用した小学校の体罰報告書等（事項報告書を除く。）及び中学校の体罰報告書等の各直近2件分の開示決定通知書及び一部開示決定通知書である。</p> <p>文書2及び文書3(1)は、条例第9条を適用した、答申前のいじめ認知報告書の非開示決定通知書である。</p> <p>文書3(2)は、条例第10条第1項を適用した小学校の事故報告書の一部開示決定通知書である。</p> <p>本件審査請求文書について、審査請求人は、審査請求人の本件処分に対する意見のとおり非開示部分に対する開示を求める主張をしておらず、ほかにあるはずである行政文書の開示を求めていると解されることから、条例第7条第2項第2号の該当性については、判断しないこととする。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在及び特定について》</p> <p>実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関がどのような決定を行ったかについては、毎月、情報公開制度運用状況の報告として当審査会に一覧表の形式で報告が行われている。また、条例第9条を適用して非開示とする存否応答拒否処分については、特に慎重を期す必要があることから、存否応答拒否処分を行ったときは、実施機関はその詳細を当審査会に報告しなければならないこととされており、やはり当審査会に報告されている。</p> <p>そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、条例第9条を適用して非開示とした決定については存否応答拒否処分の報告を、条例第10条第1項を適用して開示及び一部開示とした決定については情報公開制度運用状況の報告を確認することとした。</p>

答申 番号	判断の要旨
2346	<p>ア まず、本件開示請求が平成29年 8 月10日に行われ、上記《横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について》アのとおり本件審査請求文書の保存期間が1年であることから、平成27年 4 月以降の存否応答拒否処分の報告を見分したところ、北部学校教育事務所指導主事室（以下「北部指導主事室」という。）による非開示決定が2件あることを確認した。</p> <p>当審査会が文書2を見分したところ、平成29年 2 月28日の開示請求に対する平成29年 3 月14日教北指第456号の非開示決定処分は、存否応答拒否処分の報告に記載のあった存否応答拒否処分と一致することが確認できた。</p> <p>次に、文書3(1)を見分したところ、平成29年 6 月21日の開示請求に対する平成29年 7 月 7 日教北指第145号の非開示決定処分は、存否応答拒否処分の報告に記載のあった存否応答拒否処分と一致することが確認できた。</p> <p>また、不服申立てが行われた場合など、上記保存期間を超えて写しが保存されることも考えられるので、念のため平成26年度以前の存否応答拒否処分の報告についても見分したが、確認することはできなかった。</p> <p>イ 次に、平成27年 4 月以降の情報公開制度運用状況の報告を見分したところ、北部指導主事室による決定が1件あることを確認した。</p> <p>当審査会が文書3(2)を見分したところ、平成27年10月 1 日の開示請求に対する平成27年10月16日教北指第290号の一部開示決定は、情報公開制度運用状況の報告に記載のあった開示請求と一致することを確認した。</p> <p>また、念のため平成26年度以前の情報公開制度運用状況の報告についても見分したが、確認することはできなかった。</p> <p>ウ 以上のことから、文書2及び文書3以外には本件開示請求に係る対象行政文書を保有していないため、文書1を非開示としたとする実施機関の説明は是認できる。</p> <p>別表 本件審査請求文書</p>
	平成29年 9 月13日教北指第206号による非開示決定に係る対象行政文書
文書1	<p>(1)① 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰に関する報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書毎の）のすべて</p> <p>(2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近1件、中学校直近2件） ・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件、中学校直近2件） ・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件、中学校直近2件）
	平成29年 9 月13日教北指第206号による一部開示決定に係る対象行政文書
文書2	<p>非開示決定通知書（平成28年度教北指第456号）</p> <p>(① 報告書（いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、</p>

答申番号	判断の要旨	
2346		答申を受けずに情報公開条例第9条を適用して決定した非開示決定書（いじめ報告書）のすべて
	文書3(1) 文書3(2)	(1) 非開示決定通知書（平成29年度教北指第145号） （① 報告書（いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けずに情報公開条例第9条を適用して決定した非開示決定書（いじめ報告書）のすべて） (2) 一部開示決定通知書（平成27年度教北指第290号） （② ①の報告書（事故）の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校の直近1件分）

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR2.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第5号まで省略）

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(行政文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881